

地震研同窓会会則

令和元年 10 月 19 日制定

1. 名称

本会は、地震研同窓会と称する。

2. 本会の目的

本会は、会員相互の親睦を厚くし、地震研究所の発展に寄与することを目的とする。

3. 会員資格

東京大学地震研究所で学部学生、大学院生、教員、職員、研究員、研究生、有期雇用等何らかの身分を有した経験のあるものは、本会の会員の資格を有する。

本会は、有資格者の申し出により入会することができ、会員の申し出により退会することができる。

4. 会長

- ・ 本会に会長を置く。
- ・ 会長は、現所長及び世話人の合議により歴代地震研究所所長より候補者を決定し、総会において会員の承認を得るものとする。
- ・ 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- ・ 会長の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

5. 会費

会費は徴収しない。

6. 本会の運営

本会の運営は会長の下に設置された世話人会が行う。

7. 世話人会

世話人会は世話人代表と若干名の世話人により構成される。

世話人会の業務は次に掲げるものとする。

- 1) 総会の開催
- 2) 懇談会の開催
- 3) 総会は、毎年 10 月に開き、世話人代表・世話人の承認、前年度の業務報告、会則の変更その他重要な事項を議決する。
- 4) 懇談会は、毎年 10 月に開催する総会後に開く。
- 5) 世話人の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

8. 事業年度

本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年 10 月 19 日から施行し、令和元年 10 月 19 日から適用する。

了解事項

会員資格については、東京大学地震研究所に現在何らかの身分を持つものも含むものとする。